事業名	気仙沼市空き家改修支援事業補助金
事業主体	気仙沼市

対象者	☑ 個人(持ち家)		☑ 個人(賃貸)		☑ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☑ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☑ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	気仙沼市内に存ずる空き家を有効に活用し，移住及び定住の促進による本市の活性化を図るため，空き家バンクに登録された空き家の改修，修繕及び家財等の処分に要する費用の一部を補助するもの。
補助対象要件	**補助対象者**　以下のイ～ハのいずれかに該当する者 イ　空き家バンク物件登録者（所有者）として，以下の1～4のすべてに該当する者 1　空き家バンクに登録している(売買契約，賃貸借契約が成立していない)住宅であること 2　補助金交付後３年間は、空き家バンクの物件登録を継続すること（売買契約、賃貸借契約が成立した場合を除く） 3　補助金交付後３年間は、空き家を自らが使用したり、利用登録者以外の者に使用させないこと。 4　補助金交付後３年間は、次の(1)～(4)に該当する者に売却、賃貸を行わないこと (1) 利用登録者以外の者 (2) 所有者が個人の場合、次の①～⑤に該当する者 ① 所有者の３親等内の親族 ② 所有者と同一世帯の者の３親等内の親族 ③ 所有者が役員を務める法人 ④ 所有者と同一世帯の者が役員を務める法人 ⑤ ①②が役員を務める法人 (3) 所有者が法人の場合、次の①～⑤に該当する者 ① 当該法人の役員 ② ①と同一世帯の者 ③ ①②の３親等内の親族 ④ ①~③が役員を務める法人 ⑤ 資本関係にある法人 ハ　空き家バンク協力事業者（仲介業者）として，以下の１～4に該当する者 1　空き家バンクに登録している住宅であること 2　所有者と転貸を前提とした賃貸借契約を締結し、改修等について同意を得ていること 3　補助金交付後３年間は、空き家を自らが使用したり、利用登録者以外の者に使用させないこと 4　補助金交付後３年間は、空き家バンク物件登録者（所有者）の補助要件４の(1)～(4)に該当する者に賃貸（転貸）を行わないこと

	補助要件　以下のイ～ニの要件すべてに該当すること イ　申請者（申請者が個人の場合は世帯員を含む）が気仙沼市の市税等を滞納していないこと ロ　申請者（申請者が個人の場合は世帯全員、申請者が法人の場合は役員を含む）が気仙沼市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと ハ　過去にこの補助金の交付を受けた空き家でないこと ニ　申請者が過去１年以内にこの補助金の交付を受けていないこと
補助金額等	空き家の改修、修繕費用及び家財等の処分費用を補助対象経費とし，補助対象経費の１／２相当額（上限５０万円）を補助。 ※1,000円未満切り捨て
補助申請期間	・対象期間：令和５年度末（令和６年３月３１日）までに補助申請される方 ※令和元年度以降は予算の成立をもって補助することとなります。 ※予算の範囲内で交付するため，申請状況に応じて受付を締め切ることがあります。
その他	
ホームページ	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s020/20180322192507.html
お問合せ先	気仙沼市役所震災復興・企画課けせんぬま創生戦略室　電話：0226-52-0695

事業名	浄化槽設置補助金
事業主体	気仙沼市

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☑ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため，浄化槽の設置に関する経費に対し，補助金を交付するもの
補助対象要件	公共下水道の事業計画区域，集落排水処理施設事業区域及び特定環境公共下水道津谷街処理区以外の区域で，住宅にこれから浄化槽（合併処理浄化槽）を設置する方で，以下の項目に当てはまらない方 １　浄化槽法や建築基準法に基づく届出や承認を受けずに浄化槽を設置する方 ２　住宅を借りている方で，賃貸人の承諾が得られない方 ３　住宅を販売する目的で，浄化槽付住宅を建築する方 ４　過去において補助金の交付を受けたことのある住宅に浄化槽を設置する方 ５　住宅を賃貸する目的で浄化槽を設置する方 ６　市税を滞納している方
補助金額等	５人槽：限度額93,000円 ７人槽：限度額111,000円 10人槽以上：限度額147,000円
補助申請期間	随時（ただし予算額に達し次第終了）
その他	
ホームページ	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s028/020/010/010/020/020/1173920592558.html
お問合せ先	市民生活部生活環境課　0226-22-3417

事業名	住宅用スマートエネルギー設備普及促進事業補助金
事業主体	気仙沼市

対象者	☐ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)			☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築			☑ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☑ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	脱炭素社会の構築へ向け，家庭における二酸化炭素排出の削減を推進するため，住宅用スマートエネルギー設備を設置する方に対して補助金を交付するもの
補助対象要件	対象者 1.令和6年2月1日から令和7年1月31日までに、自らが居住する住宅に対象設備を設置し、又は対象設備が設置されている住宅を購入し居住する方 2.市内に住所を有する方（1月末日までに有する場合を含む） 3.市税などの滞納がないこと 4.住宅が自己所有でなかった場合は、所有者から承諾を得ていること 補助対象設備 1.太陽光発電設備（次の要件を全て満たす装置） （1）住宅への設置に適したもの （2）低圧配電と逆潮流有りで連携していること（電力会社と電力受給契約していること） （3）契約電池の最大出力が1キロワット以上であること （4）経済産業省から10キロワット未満の設備認定を受けているもの （5）未使用品であること（中古品は対象外） 2.定置用蓄電池（次の要件を全て満たす装置） （1）太陽光発電設備と接続していること （2）1か所に固定して使用するもの （3）一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により補助対象機器に登録されるもの （4）未使用品であること（中古品は対象外） 3.家庭用燃料電池（エネファーム）（次の要件を全て満たす装置） （1）一般社団法人燃料電池普及促進協会により補助対象機器に指定されているもの （2）未使用品であること（中古品は対象外）
補助金額等	1.太陽光発電設備　1件あたり4万円 2.定置用蓄電池　1件あたり５万円 3.家庭用燃料電池（エネファーム）1件あたり５万円
補助申請期間	令和6年4月1日から令和7年1月31日まで（ただし予算額に達し次第終了）
その他	
ホームページ	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s028/020/010/010/070/20180328165746.html
お問合せ先	市民生活部生活環境課　0226-22-3417

事業名	気仙沼市不良住宅空家除却費補助金
事業主体	気仙沼市

対象者	☑ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☑ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☑ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	危険な状態にある空家除去を促進するため，不良住宅空家の除却に要する経費の一部を補助する。
補助対象要件	補助対象住宅 ・気仙沼市内にある，主に居住を目的とした空家 ・市が調査し，不良住宅と判定した住宅 補助対象者 ・補助対象住宅の所有者等 ・市税に滞納がない者 ・過去にこの補助金の交付を受けていない者 補助対象工事 ・市内の業者によるもの ・他の制度による補助金や，移転補償金などの交付を受けていないこと
補助金額等	除却に要する経費の１／２(限度額６０万円)
補助申請期間	令和6年5月7日（火曜日）から（ただし予算額に達し次第終了）
その他	補助金交付申請前に事前調査申請を受け，市が不良住宅かを判定する。
ホームページ	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s027/010/010/010/010/20220426180621.html
お問合せ先	市民生活部生活環境課　0226-22-3417

事業名	気仙沼市結婚新生活支援補助金
事業主体	気仙沼市

対象者	☑ 個人(持ち家)		☑ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☑ 新築(建設)		☑ 改修・増築		☑ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☑ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☑ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☑ その他

概要	新婚世帯の応援として、結婚生活に関わる住居費や引越費用を補助するもの。
補助対象要件	**補助対象世帯** 1　婚姻日　令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し受理されていること 2　年齢　婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下であること 3　所得　所得証明書による夫婦の合計所得が500万円未満であること ※所得とは、年収から「給与所得控除」や「必要経費」を差し引いた後の金額です。 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、当該奨学金の年間返済額を合計所得から控除します。 4　その他　・夫婦のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと（他の地方自治体での補助を含む） ・気仙沼市の市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の未納がないこと ・夫婦のいずれもが、気仙沼市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと **補助対象住宅** 1　気仙沼市内にある住宅であること 2　申請時に夫婦の双方又は一方が住民登録している住宅であること 3　当該住宅の取得、賃貸、リフォーム及び 引越しに係る費用について、生活保護による公的扶助又は他の公的制度による補助金の交付を受けていないこと **補助対象経費** 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った以下の経費が補助対象となります。 1　住宅取得費　住宅の購入費・工事請負費 2　住宅賃借費用　住宅の賃借に係る家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当相当額を控除します。 3　リフォーム費用　住宅のリフォーム(改修費・修繕)費用 ※契約先は市内に本店を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者に限ります。 4　引越費用　引越業者や運送業者へ支払った引越費用
補助金額等	下記の1・2・3・4の費用の合計額（1,000円未満切り捨て） 1 住宅取得費 2 住宅賃借費用 3 リフォーム費用 4 引越費用
補助申請期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで （申請を希望される場合は、令和7年3月14日までに一度ご相談ください。） ※期限内に受付を終了することがございますので、お早めに申請をお願いいたします。
その他	
ホームページ	https://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s022/20180322094226.html
お問合せ先	気仙沼市役所震災復興・企画課けせんぬま創生戦略室　電話：0226-52-0695